

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（情）第7号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定を取り消し、改めて決定をすべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、令和6年5月12日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇市が〇〇を見送った〇〇の議決について、同市が〇〇であるとして提起した議決取り消しを求める申立ての、受理を決裁した文書一式の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、審査申立書（以下「本件対象文書1」という。）、添付書類(1)再議書の写し（以下「本件対象文書2」という。）、添付書類(2)議決書の写し（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1から本件対象文書3までを総称して「本件対象文書」という。）及び添付書類(3)（以下「別件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書1から本件対象文書3までについて条例第10条第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を、別件対象文書について条例第10条第5号及び第6号に該当する情報を不開示とした行政文書不開示決定（以下「別件処分」という。）を行い、令和6年5月27日付けで、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和6年6月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

情報公開条例第7条第3項では、「実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と定めている。

本件処分のお知らせの「開示しない部分及びその理由」には、「当該行政文書には、県の機関における審議に関する情報及び争訟に係る事務に関する情報（広島県情報公開条例第10条第5号及び第6号）が含まれているため。」と記載されている。この理由付記は、根拠規定しか書かれておらず、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものとはいえない。本件処分は理由付記不備で、情報公開条例第7条第3項に違反し、取り消されるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査請求人の主張について

対象文書において不開示とした情報は、申立人が主張する公表されていない情報であり、自治紛争処理委員の審理において認否の確認を行う必要があるなど、県の機関における審議に関する情報及び争訟に係る事務に関する情報が記載されている。

このため、条例第10条第5号及び第6号の不開示情報に該当するものである。

##### 2 処分の理由

条例第10条に規定されているとおり、開示請求に対する行政文書は原則開示することが義務付けられており、例外的に不開示とすべき情報が、同条各号に定められている。

また、条例第11条に規定されているとおり、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書を開示することが義務付けられている。

本件対象文書は、条例第10条第5号及び第6号に規定されている県の機関における審議に関する情報及び争訟に係る事務に関する情報が記録されており、これらの不開示情報はそれ以外の情報と分離することが可能であっ

たため、条例第7条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、本件処分を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 結論

以上のとおりであり、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、〇〇市が〇〇を見送った〇〇の議決について、同市が〇〇であるとして提起した議決取り消しを求める申立ての、受理を決裁した文書一式の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書及び別件対象文書を特定し、本件処分及び別件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分は理由付記に不備があり、取り消されるべきであるとしている。

### 2 理由付記について

#### (1) 理由付記について

条例第7条第3項では、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と定められている。広島県情報公開条例の解釈運用基準（平成13年3月29日制定）によると、「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示も含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に義務付けるものであるとしている。

#### (2) 最高裁判決について

最高裁判所平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第1小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）では、理由付記について、次のように示されている。

本条例（東京都公文書開示等に関する条例）七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程

度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三六年（オ）第八四号同三八年五月三十一日第二小法廷判決・民集一七卷四号六一七頁参照）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

### (3) 本件処分について

条例第10条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示とすることを定めたものである。

また、同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示とすることを定め、その典型的なものとして、同号にイからホまでを示している。

審査会において本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）を見分したところ、「開示しない部分及びその理由」欄には、「当該行政文書には、県の機関における審議に関する情報及び争訟に係る事務に関する情報（広島県情報公開条例第 10 条第 5 号及び第 6 号）が含まれているため。」と記載されており、第 5 号の条文のうち「審議に関する情報」、第 6 号の条文のうち示している「争訟に係る事務に関する情報」を不開示の理由として示している。また、本件決定通知書の別紙の表には、「不開示理由」欄に「広島県情報公開条例第 10 条第 5 号及び第 6 号」と記載されていた。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書 1 は、令和〇年〇月〇日付けで〇〇市長から広島県知事に提出された、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 176 条第 5 項の規定に基づき審査を申し立てた審査申立書であって、審査申立人の氏名及び住所、審査申立てに係る議決の内容、審査申立てに係る議決があったことを知った日、審査申立ての趣旨及び理由、添付書類が記載されていた。また、本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 は、本件対象文書 1 の添付書類であって、法第 176 条第 4 項の規定に基づいた再議の理由、当該議決に係る原案及び修正案等が記載されていた。

最高裁判決は東京都条例に係るものであるが、最高裁判決で示されている同条例の目的等は、本県条例と同様であって、最高裁判決では、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないといわなければならないとしている。

本件処分について見ると、本件対象文書は、審査申立書及びその添付書類である。本件決定通知書における不開示理由は、単なる条文の引き写しではなく、条文に記載されている情報のうちどの情報に該当するかについて抜き出して記載されているが、当該不開示部分を開示した場合に生じるおそれに関する記載は認められなかった。また、本件対象文書は不開示とされた箇所が多く、不開示理由が条例第 10 条第 5 号及び第 6 号であることを鑑みると、対象文書の種類、性質から見て、不開示理由を審査請求人において当然知り得るものとまではいえない。したがって、当該不開示部分を開示した場合に生じるおそれについて、具体的に記載せずとも審査請

求人において不開示理由を当然知り得るような場合であったとは認められず、理由付記として十分ではない。これらのことから、本件処分は、理由付記の不備により取り消すべきである。

### **3 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年8月6日	・ 諮問を受けた。
令和7年8月27日 (令和7年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年9月24日 (令和7年度第6回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年10月29日 (令和7年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

伊 藤 寛 之 ( 部 会 長 )	弁 護 士
辛 嶋 了 憲	広島大学大学院助教
中 矢 礼 美	広島大学大学院教授